

## 1 背景

これまで、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書については、市役所・出張所の窓口でしか受け取ることができませんでしたが、市民のライフスタイルに合わせて、市役所・出張所の窓口以外でも証明書等を取得できるサービスが求められてきています。

以前より、マイナンバーカードの利用により、全国のコンビニエンスストアで証明書等を取得できるサービスが全国各地の自治体で導入されていますが、マイナンバーカードの普及が進んできたことや、新型コロナウイルスなどの感染防止等の対策としても有益なサービスとして期待されることから、このたび、証明書等のコンビニ交付サービスを導入することとしました。

## 2 サービスの内容

### ① 証明書等コンビニ交付サービスとは

マイナンバーカードを利用して、住民票の写しや印鑑登録証明書等の証明書を全国のコンビニエンスストア等で取得できるサービスです。【令和5年4月1日開始予定】

### ② 取得できる証明書等

◆住民票の写し ◆印鑑登録証明書 ◆戸籍謄抄本 ◆戸籍の附票 ◆所得課税証明書

### ③ 利用できる時間

毎日 6:30 ~ 23:00

※年末年始・メンテナンス日を除きます。

※利用できる時間内であっても、コンビニエンスストアが営業時間外の場合は利用できません。

### ④ 利用するためには

◆マイナンバーカードが必要となります。

※利用者証明用電子証明書が記録されているものに限り（同証明書で本人特定をします。）

◆本籍地が北広島市以外の方で、コンビニ交付サービスを利用して戸籍謄抄本及び戸籍の附票を発行する場合には、あらかじめ本籍地市町村に対して利用登録申請をする必要があります。

※本籍地市町村が戸籍証明書のコンビニ交付サービスに対応している必要があります。詳しくは本籍地市町村にお問い合わせください。

## 3 証明書等コンビニ交付サービスの導入効果（メリット）

市民の利便性が向上します。

◆ 全国のコンビニエンスストア等で証明書等を取得できます。

～市役所に行かなくても、最寄りのコンビニエンスストアで取得が可能となります。

◆ 市役所の開庁時間外でも、証明書等を取得できます。

～窓口の閉庁時である早朝・深夜(6:30~23:00)や土日祝日でも取得が可能となります。

## 4 条例の改正

証明書等コンビニ交付サービスの導入に当たって、2つの条例を改正します。

### ① 北広島市手数料徴収条例

手数料徴収条例では、一定の条件を満たした場合に手数料を免除することとなっていますが、証明書等コンビニ交付サービスを利用する場合は、システムの関係上、手数料の免除を適用できないため、コンビニエンスストアで証明書等の交付を受ける場合は免除の適用を除外することを定めます。

### ② 北広島市印鑑条例

印鑑登録の証明を受けようとするときは、申請書に印鑑登録証を添えて、市長に申請しなければならないこととなっていますが、マイナンバーカードを使用して証明書等コンビニ交付サービスで印鑑証明書の交付を申請することができることを定めます。

## 4 今後のスケジュール

日程	内容
令和 4年10月 1日 ~ 11月 1日	パブリックコメントの実施
令和 4年12月上旬	パブリックコメント検討結果の公表
令和 4年12月	市議会・第4回定例会に関係条例改正を付議
令和 5年 2月	証明書等コンビニ交付サービス導入の周知案内
令和 5年 4月 1日	証明書等コンビニ交付サービスの開始